

平成21年6月3日  
経済産業省  
原子力安全・保安院

## 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づくニチゴー日興株式会社に対する処分について

原子力安全・保安院は、液化石油ガス販売会社及び保安機関であるニチゴー日興株式会社に対し液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査を行った結果、同法の規定により実施すべき保安業務の一部を実施していないことを確認しました。

このため、本日、同法の規定に基づき、同社に対して実施していない保安業務の早急な実施及びその方法の改善を命じました。

### 1. 事実関係

原子力安全・保安院は、液化石油ガス販売会社及び保安機関であるニチゴー日興株式会社の名古屋支店、中国支店及び大阪支店に対して、それぞれ平成21年3月19日、4月23日及び24日に、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）に基づく立入検査を行ったところ、同社が行うべき保安業務（液石法第27条第1項に規定する保安業務をいう。以下同じ。）について以下の法令違反を確認しました。

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「規則」という。）第36条第1項第1号の表イ（4）に規定する供給設備の点検（以下「供給設備点検」という。）及び規則第37条第1号の表イ（2）に規定する消費設備の調査（以下「消費設備調査」という。）について、名古屋支店において5件が実施されていなかったこと。
- (2) 供給設備点検のうち、規則第18条第5号（調整器とガスメーターの間の部分に限る。）に掲げる基準（供給管等の腐食、割れ等の目視点検）に関する事項について、名古屋支店において419件、大阪支店において79件、中国支店において45件が実施されていなかったこと。
- (3) 供給設備点検のうち、規則第18条第11号に掲げる基準（燃焼器入口圧力に関する基準）に関する事項並びに同条第20号八に掲げる基準（調整器の調整圧力及び閉そく圧力に関する基準）に関する事項及び消費設備調査のうち、供給開始時に行うべき規則第44条第1号トに掲げる基準（燃焼器入口圧力に関する基準）に関する事項について、大阪支店において45件が実施されていなかったこと。

- (4) 規則第37条第1号の表口(3)に規定する消費設備の調査のうち、規則第44条第2号口(2)(規則第18条第20号イ及びハに係る部分に限る。)に掲げる基準(調整器の調整圧力及び閉そく圧力に関する基準)に関する事項について、名古屋支店において32件、大阪支店において3件、中国支店において12件が実施されていなかったこと

## 2. 処分の概要

上記の違反事実について、同社に対し行政手続法(平成5年法律第88号)の規定に基づく弁明の機会を付与した結果、同社から異議がなかったことから、本日、同社に対し、液石法第34条第3項の規定に基づき、以下の事項について命令しました。

- (1) ニチゴー日興株式会社において実施されていない保安業務を早急に実施し、その結果を平成21年6月19日までに報告すること。
- (2) 同社の各支店における保安業務の确实かつ適切な実施を確保するため、同社本社による各支店の監督の保法も含めて、保安業務の実施に関する改善計画を策定し、平成21年6月19日までに報告すること。また、同計画の実施状況について、同計画の報告の日から1年間、四半期ごとに報告すること。

原子力安全・保安院としては、引き続き、液化石油ガス販売事業者等の法令違反に対しては厳正に対処するとともに、事業者等に対する法令遵守の徹底、保安意識の向上と取組みの強化、保安教育の徹底を含め、一般消費者の保安の維持・確保が図られるよう適切な保安対策を講じてまいります。

### <参考>

ニチゴー日興株式会社

- ・本社：大阪府大阪市西区靱本町2丁目4番11号
- ・代表者：柴田 芳久(代表取締役)
- ・資本金：111百万円
- ・主業務：溶解アセチレンの製造、充てん及び販売、LPガス販売 他

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

液化石油ガス保安課

担当者：矢島、五十嵐

電話：03-3501-1511(内線 4951)

03-3501-1672(直通)